

SCT1%CLUB 安全衛生通信

令和7年6月号

今月のテーマ

発行 SCT1%CLUB (株)商運サービス 雇用対策支援事業部

受動喫煙ゼロで事故ゼロへ



改正健康増進法の全面施行から5年。屋内禁煙が当たり前になった一方、現場には「車内は自分だけだから問題ない」という声が残ります。しかし貨物トラックのキャビンは密閉空間。煙はシートや天井に付着し、整備士や交代乗務員へ“サードハンドスモーク”として残ります。

喫煙動作はながら運転を誘発し、火種が落ちれば重大事故にも直結——受動喫煙対策は安全運転対策そのものです。

◆法律のポイント

貨物トラックは健康増進法の「第二種施設」には該当せず、車内喫煙で直ちに過料を科されるわけではありません。しかし労働安全衛生法は事業者「屋内又はこれに準ずる場所で働く労働者を受動喫煙から守る努力義務」を課しています。加えて荷主の敷地や高速S Aは敷地内禁煙が拡大中。「車内だけ喫煙可」はもはや通用しません。

◆現場で取るべき3ステップ

① ルール化

就業規則・運行管理規程に「業務車両内全面禁煙」を明記し、違反時の指導方法も定義。あいまいな運用をなくします。

② 環境整備

「車内禁煙」ステッカーを運転席ドアに貼付。事務所・車庫棟・休憩室は標識テンプレートで喫煙可否を秒で判断できる表示に。喫煙室を設ける場合は換気性能と動線分離を満たした“たばこ専用喫煙室”とし、荷待ち場所への持ち込みはNGと周知。

③ 教育とフォロー

点呼時や月例の安全運行会議で受動喫煙の健康影響と罰則を反復。禁煙外来やニコチンパッチを会社補助にすると、「ただ禁止する会社」から「やめる人を支える会社」へ意識が変わります。デジタコに「車内喫煙イベント」を登録し、衛生委員会で月次レビューすればPDCAも回ります。



◆荷主・協力会社との連携

荷待ち中の喫煙トラブルは荷主クレームの火種です。基本契約書に「受動喫煙防止条項」を盛り込み、指定喫煙所以外では吸わないことを共有しましょう。協力会社にも同じ基準を求めれば、構内の空気が綺麗になるだけでなくコンプライアンス体制が可視化され取引評価も向上します。

◆啓発ツールを味方に

厚生労働省の特設サイトからダウンロードできるポスター、短尺動画、チラシはトラック業にもそのまま使えます。休憩室のテレビで動画を流し、社内LINEに毎月バナーを配信するだけでも意識は確実に上昇。掲示・配信のタイミングを「全国安全週間」や「点呼強化月間」とリンクさせると、年間を通じた定着が図れます。

◆メリットを数字で示そう

ヤニ汚れ車両の内装クリーニングには1台3万円前後、臭い残りで下取り査定が10万円下がる例も。年間5台なら計65万円——禁煙化はコスト削減策でもあることを経営者自ら発信しましょう。

◆まとめ

「自分しか乗らない車内だから」という考えはもう終わりです。受動喫煙ゼロは安全運転・車両価値・企業イメージを高める三位一体の施策。7月の全国安全週間をチャンスに、全車両禁煙宣言と啓発ツールの一斉掲示をスタートしましょう。事故ゼロへの第一歩は、今日の一本を控えることから——。

<健康経営エキスパートアドバイザー 西尾靖>

バックナンバーはこちら： [安全衛生通信 令和7年5月号](#)

